

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

苫小牧市立啓明中学校 令和8年（2026年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

啓明中学校 いじめ防止基本方針 (概要)

- (1) 生徒が心豊かに生活できる環境づくりに努める。
- (2) いじめの防止に取り組む組織「いじめ不登校対策委員会」を設置し、未然防止、早期発見・早期対応を組織的に推進する。
- (3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施し、生徒一人ひとりの実態の把握に努める。
- (4) 生徒がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導する。
- (5) 校区の小学校や保護者、地域と連携を図り、いじめ防止に関する取組を地域ぐるみで展開する。

啓明中学校 いじめ対策組織 の役割や活動

- 【構成員】 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、特別支援コーディネーター
必要に応じて養護教諭、担任など(SSW、心の教室相談員、スクールカウンセラー)
- 【活動】 ア いじめの早期発見に関する計画立案・実施(アンケート調査、教育相談等)。
イ いじめの防止に関する啓蒙活動の実施。
ウ 認知した「いじめ」事案の対応に関する指導計画の作成。
エ 「いじめ」問題に関わった生徒の生徒理解と事後ケアの確立。

本校の いじめ防止 プログラムの活動

月	いじめ防止プログラム	月	いじめ防止プログラム
4	いじめ調査 生徒理解研修 いじめ防止基本方針作成	10	いじめ調査 教育相談
5	いじめ調査 教育相談 体育大会	11	いじめ調査 生活向上習慣
6	いじめ調査 教育相談 生活向上習慣	12	いじめ調査 生徒理解研修
7	いじめ調査 生徒理解研修 いじめ問題こどもサミット	1・2	いじめ調査
8・9	いじめ調査 教育相談	3	いじめ調査 いじめ防止基本方針の検証、改善

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和8年度の苫小牧市立啓明中学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先0144-67-3115(学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 13~17時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
胆振教育局教育相談電話	(電話) 0143-22-6594	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

